

質問書（駒場公園）

令和 8 年 9 月 24 日

質問事項

書類名	ページ	内 容	回答
募集要項 (別表 3) 佐久市教育 委員会と指 定管理者の リスク分担 表	P4 P21	指定管理料について 人件費は過去 5 年間（2022- 2026）、最低賃金が毎年上が り 1 年間の平均上昇率が 4.96%となっております。 このことを踏まえますと、人 件費だけではなく委託費等 も上昇し、毎年同額での指定 管理料では予算作成に無理 が出てくるものと考えます。 今後毎年の物価スライド、賃 金スライドを取り入れてい くことはあるかご教示くだ さい。	必要に応じて協議を行うこ ととしています。
募集要項	P7	提出書類(1)から(13)まで の全体を通しての「通し番号 (連番)」を付与するのか、各 書類に独立してそれぞれ1ペ ージ目から付番するのかご 教示ください。	提出書類（1）から（13） までの全体を通しての通し 番号(連番)の付与をお願い します。
募集要項	P7	法人税と消費税及び地方 消費税に関しては「その 3 の 3」（未納がないことの証明） を提出すればよろしいでし ょうか。	本店等所在地における納 税証明書をご提出くださ い。

募集要項	P8	当該法人所在地発行の納税証明書(市県民税等)は直近1年分を提出すればよろしいでしょうか。	直近1年分の提出をお願いします。
募集要項	P11	利用者が支払う利用料金について、指定管理者が適格請求書(インボイス)の発行主体となる認識でよろしいでしょうか。その場合、現在条例で定められている利用料金(上限額)は消費税込みの金額となっておりますが、インボイス登録に伴う消費税納税義務が発生する点について、今回の指定管理料上限額(71,142千円)の中で収支上の影響が考慮・補填されているという認識でよろしいでしょうか。	利用者が支払う利用料金については、指定管理者が適格請求書(インボイス)の発行主体となりますことから、インボイス登録による消費税納税義務が発生する点については、指定管理料の上限である71,142千円の範囲内において収支における影響を考慮しています。
募集要項	P11	減免手続きや過年度還付金の精算時において、インボイス対応に伴う市への実績報告書等の帳票フォーマット変更、または追加で必要となる添付書類の予定はありますでしょうか。	任意の様式で対応をお願いいたします
業務仕様書	P16	今回の指定管理業務においては、有料公園施設(プールやテニスコート等)の周囲だけでなく、駒場公園全体	有料公園施設(プールやテニスコート等)の周囲だけでなく、駒場公園全体(敷地面積 103,000 m ²)の「低

		(敷地面積 103,000 m²) の「低木、芝生、草花管理、除草、園地清掃」がすべて指定管理者の管理業務の範囲に含まれるようになったのでしょうか。	木、芝生、草花管理、除草、園地清掃」が令和 9 年度よりすべて指定管理者の管理業務の範囲に含まれるようになりました。
業務仕様書	P16	「低木、芝生、草花管理、除草、園地清掃」において業務範囲が駒場公園全域に拡大した場合、これに伴う人件費や機械の燃料費、清掃委託費、廃棄物処理費等は、今回増額された指定管理料（各年度 71,142 千円）の中にすべて内包されているとの認識でよろしいでしょうか。 また、今まで掛かっていた費用や市として想定している費用についてご教示ください。	「低木、芝生、草花管理、除草、園地清掃」において業務範囲が駒場公園全域に拡大した場合、これに伴う人件費や機械の燃料費、清掃委託費、廃棄物処理費等は、今回増額された指定管理料（各年度 71,142 千円）の中にすべて内包されています。 なお、今までに掛かっていた費用や想定している費用については、契約情報となるため回答できません。 金額については、佐久市のホームページに掲載しております、「令和 8 年度随意契約の情報」をご覧ください。
業務仕様書	P16	倒木や枝折れの危険性がある高木・大木の伐採や高所作業を伴う伐採など、専門業者への委託を伴う高額な伐採費用について、その費用負担は指定管理者が負担する小規模修繕枠（年間上限 200	樹木の伐採については、その都度、任意の様式で構いませんので書面にて佐久市教育委員会と協議願います。樹木の伐採については、小規模修繕枠(年間上限 200 万円)の中には含まれませ

		万円)の中に含まれるのでしょうか。それとも「安全確保のための大規模改修・整備」として、市の費用負担(直営または指定管理料とは別枠)により実施されるのでしょうか。	ん。費用負担については、どちらが負担するのか協議により決定します。
業務仕様書	P16	危険な立木の伐採の要否や緊急性の判断について、事前に市と合意形成を図るための協議プロセスや報告フォーマットについて、市としての指針をご教示ください。	任意の書面にて報告いただき、その報告に基づき協議いたします。
(別表2) 佐久市教育委員会と指定管理者の責任分担表	P19	年度途中で指定管理者が実施した修繕費累積が200万円を超過した後に突発的な不具合(50万円未満)が発生した場合、指定管理者はその都度事前に教育委員会へ申請して承認を得た上で修繕を実施するのでしょうか。また、年度末等における事後一括清算などの方法を想定されているのか、具体的な手続きについてご教示ください。	任意の書面で報告をいただいたうえで佐久市教育委員会で修繕を行います。